

折本小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、何らかの人的な関係を指す。

(2) いじめの防止に向けての基本理念

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識するとともに、他者の長所等を見付けていながら成長する。学校が、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、いじめはその健やかな成長への阻害要因になるだけでなく、将来に向けた希望を失わせる等、深刻な影響を与えるものになる。そこで、いじめを防止するための方向性を次の通り示す。

- ・全教職員が、いじめはどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であるという共通認識をもつ。
- ・子ども一人一人の自尊感情、自己有用感が高められるように、子どもに共感的に寄り添うとともに、子どもを主体とした活動や他者とのかかわり、認め合う活動を大切にする。
- ・学校全体で、子ども自身がいじめを自分たちの問題としてとらえ、「いじめをしない・いじめを許さない・いじめを見て見ぬふりをしない」という意識を身に付けさせる指導に取り組む。
- ・学校は、「いじめだと思うことを見かけたら、止めに入ったり、いじめられた人により添って一緒に考えたり、先生に相談したりしたい」という児童の思いを組んで、対策を考える。
- ・「大人から気付いてほしい、いじめをされている側だけでなくしている側の話も一人一人から聞いてほしい、一番の味方であってほしい」などの児童の声を受け止め、対応する。
- ・子どもの健全育成のために、保護者、地域の方々、関係機関と協働的に取り組む。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

管理職（校長・副校長）、児童支援専任、養護教諭、教務主任

（必要に応じて、当該学年や心理や福祉等の専門家兼教育委員会の参加を求める。）

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を月1回常設する。
- ・いじめを認知した場合には、直ちに委員会を開催する。
- ・いじめの認知内容について、記録用紙に記入し5年間保管、進捗管理を行う。

- ・委員会は、学校の組織的対応方針を決定し、会議録を作成・保管・進捗管理を行う。

(3)「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

- ・いじめ事案に対して中核的な役割を担う組織である。いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることがないよう、この組織が組織的で実効的に事実把握指導の方針を検討し、二次的トラブル防止の為の対応、調査を行う。
- ・早期発見・未然防止の観点から、児童に**記名・無記名アンケート（年2回）**、欠席早退状況の共有、**すぐーる・スタディナビ**、日常観察などを行い実態把握に努め、相談窓口について知らせ、気になる事案について情報共有を図る。また、いじめ防止基本方針と学校いじめ防止対策委員会について、学校説明会、学校運営協議会、学友会等で保護者、地域に周知する。
- ・事案対処は、速やかに事実確認・情報共有を行い、当該児童に関しての支援、関係児童への指導の方針、保護者への連絡等、組織的に対応する。
- ・再発防止の観点から、定期的な面談や情報共有、日常観察など、当該児童・関係児童の心の安定と関係改善が図られるようにする。
- ・いじめ防止基本方針に基づき、年間計画作成・実行・検証・修正や校内研修の企画運営と共に、その有効性の検証を行うこととし、子どもの居場所のある学校作りが組織的に行えるようにする。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止への取組

- ・全ての児童にいじめは起こりうる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ（未然防止の取組）を行う。
- ・主体的に活動し、自分たちでやり遂げる活動を通して、互いを認め合う人間関係づくりや集団づくりをし、自己有用感を高める。学級活動や委員会活動等、みんなで楽しんだり、異学年交流で相手のことを考えながら関わったりすることを大事にしていく。また、児童会活動でもいじめを自分たちの問題として考え、主体的に行動できるように支援する。
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的な活用を推進し、適切な人間関係をつくる。
- ・教師の不適切な認識や差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、児童の理解を深められる研修機会をもつ。年間計画に基づき、計画的な指導が行われるようにする。
- ・全ての児童が安心して授業に参加でき、活躍できる授業・分かる授業の中で自己有用感をもてるようにする。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの疑いに気付いた場合、原因や背景に目を向けて情報を共有し取り組む。
- ・5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を必ず記録し、ヒアリングシートも活用し教職員がいつでも共有できるようにする。また、朝の会での児童の表情、声のトーンを観察したり、YPなど活動のふり返りなどを意識的に言い、積極的に活用していく。それらの情報を集約し、その後の対応を「いじめ防止対策委員会」で考える。

- ・学校生活についてのアンケート（年間3回）を実施し、実態把握に取り組む。
- ・4月の学校便りや学校説明会・懇談会などで、児童支援専任の役割や相談窓口（特別支援コーディネーターを含む）について保護者に周知する。
- ・月2回の児童指導会議で児童理解の情報交換の時間を設け、全教職員で共通理解に努める。
- ・人権週間に合わせた取組で、友達との関わり方を見直す支援をする。

（3）いじめへの対応

- ・いじめが疑われる行為を発見した場合、「いじめ防止対策委員会」で関係者の協力のもと事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。個人でいじめ対応不要と判断せず、報告・相談を行い、学校の組織的対応につなげていく。
- ・いじめ認知されたら、対応方針を決定し、事実確認、当該児童及び当該保護者のケア、関係児童への指導・支援、関係保護者への助言等、問題の解消まで「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に対応する。
- ・対応にあたっては、「一面的な解釈で対応しない・プライバシーを守る・迅速に保護者に連絡する・教育的配慮のもとでのケアや指導を行うこと」に留意する。
- ・区役所子ども家庭支援課や北部児童相談所、北部地域療育センター、都筑警察署などの関係機関、SC、SSWなどの専門機関と連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する。

（4）いじめの解消

- ・いじめの解消には、以下の3つの要件を満たしていることを確認する。
- ① いじめの行為が少なくとも3か月以上、止んでいること。
 - ② 当該児童が心身の苦痛を感じずに、安心して過ごすことができていること。
 - ③ 当該保護者が、当該児童が安心して受けていることを受け入れていること。

（5）教職員等への研修

- ・全ての教職員の共通理解のため、年に1回以上、いじめや児童指導・児童理解に関する諸問題について校内研修を行う。
- ・校内研修を年間計画に位置づける。

（6）学校だより・HP等での保護者への発信、学校運営協議会等の活用

- ・校内でのYPの取組、いじめの授業・アンケート等の取組について、HP等で発信する。
- ・学校説明会、入学説明会等で「折本小いじめ防止基本方針」を説明し、いじめの問題の重要性の認識を広め、地域と家庭に理解を図るとともに、個人面談や学校便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・年間4回の学校運営協議会において、地域代表者・PTA役員・保護者代表の方々に本校の教育活動の取組や課題を共有したり、学校家庭地域連絡協議会で学校の情報を共有したりして、学校と家庭が連携・協働しながら課題解決できるようにする。

(7) 年間計画

	校内の取組・小中ブロック	保護者・地域
4月	・折本小スタンダード（学校のきまり） ・YP 実施（学校スタートプログラム） ・初任研指導（人権教育） ・児童理解ノート→ミライム周知【毎週】 ・小中ブロック定例会①	・入学式、学年懇談会、学年集会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学級懇談会
5月	・特別支援教室（スマイルルーム）開始 ・携帯安全教室（3～6年） ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（記名式アンケート・教育相談） ・「いじめをしない自分であるために～つながる、広げる、いじめの未然防止の輪」横浜こども会議の各学級の取組決定（スマラブキャンペーン） ・小中ブロック職員交流 早渕中授業参観	・地域訪問
6月	・人権年間計画提出 ・YP アセスメント調査、分析① ・支援検討会① ・小中ブロック定例会②	・土曜参観（学校説明会）で「学校いじめ防止基本方針」や人権教育の取組について説明 ・学家地連で「学校いじめ防止基本方針」の説明後、地区懇談会
7月	・各クラスでのいじめの授業 ・YP 校内研修（人権） ・教育相談① ・いじめ防止校内研修	・個人面談 ・教職員の地域行事への参加
8月	・横浜子ども会議 区交流会 ・小中ブロック定例会③ 研修（人権）	・教職員の地域行事への参加
9月	・夏休み明け児童情報交換	
10月	・小中ブロック定例会④ ・児童生徒交流日（六年生）	
11月	・YP アセスメント調査、分析② ・支援検討会② ・YP 実施	
12月	・人権週間（人権標語の作成） ・教育相談② ・いじめ解決一斉キャンペーン実施	・保護者面談（希望制）

	(無記名式アンケート・教育相談) ・YP (いじめ防止プログラム)	
1月	・人権標語掲示 ・小中ブロック定例会⑤	
2月	・YP アセスメント調査、分析③ ・支援検討会③ ・小中ブロック定例会⑥	・入学説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
3月	・振り返り、新年度への引き継ぎ	・「学校いじめ防止基本方針」改定作業

☆通年 横浜プログラム実施【年間時数10時間】 特別支援教室（スマイルルーム）

SC による相談 SSW など外部機関との連携

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

法第 28 条第 1 項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」(同項第 1 号)「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」(同項第 2 号)とする。

(2) 重大事態の調査

- ・重大事態が発生した場合、それが疑いであっても直ちに教育委員会に報告する。
- ・学校いじめ防止対策委員会が中心となって直ちに調査に着手する。
- ・調査にあたっては、重大事態に至るいじめ行為が、いつ(いつ頃)、誰から行われどのような様態であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、職員がどのように対応したか等の事実関係を網羅的に明確にし、再発防止も視点においた「調査」を実施する。
- ・当該児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に考えて調査を実施する。
- ・調査結果を横浜市教育委員会に報告する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、当該児童やその保護者に対して説明する。
適時・適切な方法で、経過報告も行う。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組内容の見直しを行う。また、必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。